

お詫びと訂正

本誌25号に下記の誤り・訂正がございました。読者の皆様にお詫び申し上げますとともに、謹んで訂正をさせていただきます。

家庭の法と裁判編集部

記

○21頁右段上から7行目

(誤) 1000分の4 → (正) 1000分の10

○22頁〔別記1〕申請情報

(誤) 存続期間 配偶者の死亡時まで
……又は配偶者の死亡時までのうち、いずれか短い期間

(正) 存続期間 甲野花子の死亡時まで
……又は甲野花子の死亡時までのうち、いずれか短い期間

○26頁〔別記4〕報告的な登記原因証明情報例

下記2の(1)につき、死因贈与契約の締結日を改正相続法・施行日(令和2年4月1日)以降に訂正し、それに伴って下記1・2の(2)(3)を次のとおり訂正・補記する。

〈1 申請情報の要項〉

(訂正前) (2) 登記原因 令和2年4月1日設定

(3) 当事者 (略)

(4) 不動産の表示 (略)

(訂正後) (2) 登記原因 令和2年5月1日設定

(3) 存続期間 甲野花子の死亡時まで

(又は(令和2年5月1日から20年(又は令和2年5月1日から令和22年4月30日まで)又は甲野花子の死亡時までのうち、いずれか短い期間))

(4) 特約 第三者に居住建物の使用、収益をさせることができる

(5) 当事者 (略)

(6) 不動産の表示 (略)

〈2 登記の原因となる事実又は法律行為〉

・(1)の上から1行目

(訂正前) 令和元年8月31日 → (訂正後) 令和2年4月2日

・(2)の上から1行目

(訂正前) 令和2年4月1日 → (訂正後) 令和2年5月1日

・(3)の上から1～2行目

(訂正前) 本件建物について、配偶者居住権の設定の登記をする。

(訂正後) 本件建物について、上記1の配偶者居住権の設定の登記をする。

以上